

①都道府県	②市町村名	0 就学援助制度問い合わせ先（広報用）					1 平成30年度就学援助制度の実施について																						
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	1. 就学援助制度の周知方法 （1）就学援助制度の周知方法（あてはまるもの全てに○）										(2) ケの内容	(3) 就学援助制度周知の工夫	2. 就学援助制度の申請書の配布方法 （1）就学援助制度の申請書の配付方法（あてはまるもの全てに○）							(2) キの内容			
							ア. 教育委員会のウェブサイトに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他	ア. 各学校で制度案内を配付後、希望者に各学校から申請書を配布			イ. 各学校で制度案内を配付後、希望者に教育委員会から申請書を配布	ウ. 各学校で全児童もしくは保護者に申請書を配布	エ. 教育委員会等希望者に申請書を配布	オ. 制度案内等は各学校で希望者に対して申請書を配布	カ. 制度案内等は希望者に対して申請書を配布	キ. その他（内容を2.（2）に記入してください。）					
該当団体数																													
熊本県	熊本市	教育委員会事務局 学務課	096-328-2716	gakumu@city.kumamoto.lg.jp	http://www.city.kumamoto.jp/																							教育委員会事務局に来庁された場合、窓口で配布。 ホームページよりダウンロード。	
熊本県	八代市	教育委員部学校教育課	0965-30-1673	kyogaku@city.yatsushiro.lg.jp	http://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji0038010/index.html																								
熊本県	人吉市	学校教育課	0966-22-2111	gakoukyouiku@city.hitoyoshi.lg.jp	http://www.city.hitoyoshi.lg.jp/q/aview/90/10452.html																							就学時健康診断の際に、新入学児童保護者にチラシを配付	
熊本県	荒尾市	教育振興課	0968-63-1659	ksinko@city.arao.lg.jp	http://www.city.arao.lg.jp																								
熊本県	水俣市	水俣市教育委員会事務局教育総務課 学務係	0966-61-1636	kyoiku@city.minamata.lg.jp	http://www.city.minamata.lg.jp																								
熊本県	玉名市	教育委員会事務局教育部教育総務課	0968-75-1133	kyoikusomu@city.tamana.lg.jp	http://www.city.tamana.lg.jp/q/aview/265/2414.htm																								
熊本県	山鹿市	教育総務課	0968-43-1638	ksoh@city.yamaga.kumamoto.jp	http://www.city.yamaga.kumamoto.jp/www/toppage/000000000000/APM03000.html																								
熊本県	菊池市	菊池市教育委員会 学校教育課	0968-25-7231	gakou@city.kikuchi.lg.jp	https://www.city.kikuchi.lg.jp/																								
熊本県	宇土市	教育部学校教育課学務係	0964-22-6500	gakumu01@uto.kumamoto.jp	http://www.city.uto.kumamoto.jp/																							就学時健診の際に就学援助（入学前支給分）の説明を行う	
熊本県	上天草市	上天草市教育委員会 学務課	0969-28-3364	gakumu@city.kamiamakusa.lg.jp	http://www.city.kamiamakusa.kumamoto.jp																								
熊本県	宇城市	宇城市教育委員会 教育総務課 学務係	0964-32-1907	kyoikusomuka@city.uki.kumamoto.jp	http://www.city.uki.kumamoto.jp/q/aview/115/4063.html																							就学時健診の際に就学援助（入学前支給分含む）の説明を行う	転入者には必ず学校事務から就学援助制度の書類を配布し、制度の周知を図っている。
熊本県	阿蘇市	阿蘇市教育部 教育課 学務係	0967-22-3229	kyoiku@city.aso.lg.jp	http://www.city.aso.kumamoto.jp/education																								
熊本県	天草市	教育部学校教育課教務2係	0969-32-9002	gakou@city.amakusa.lg.jp	https://www.city.amakusa.kumamoto.jp/																							新1年生の保護者に対して、入学通知書と併せて周知文書を発送	
熊本県	合志市	合志市教育委員会 学校教育課 学務指導班	096-248-2366	kyoiku@city.koshi.lg.jp	http://www.city.koshi.lg.jp/																							・制度案内は全児童生徒に配付。 ・継続申請者のみ個別に申請書を学校から配付。 ・新規については教育委員会の窓口にて申請書を配付。	
熊本県	美里町	美里町教育委員会学校教育課	0964-46-2115	gakumu@town.kumamoto-misato.lg.jp	https://www.town.kumamoto-misato.lg.jp/																								
熊本県	玉東町	学校教育課	0968-85-3609	gakko@town.gyokuto.lg.jp	http://www.town.gyokuto.kumamoto.jp/index.html																								
熊本県	南関町	教育課	0968-53-0201	gakoukyouiku@town.nankan.lg.jp	http://www.town.nankan.lg.jp																								
熊本県	長洲町	長洲町教育委員会 学校教育課	0968-78-3274	kyoiku@town.nagasu.lg.jp	http://www.town.nagasu.lg.jp/																								
熊本県	和水町	和水町教育委員会学校教育課	0968-86-3131	gakou@town.nagomi.lg.jp	http://www.town.nagomi.lg.jp/																								
熊本県	大津町	学校教育課	096-293-3349	gakou@town.ozu.kumamoto.jp	https://www.town.ozu.kumamoto.jp/kiji0036848/index.html																								
熊本県	菊陽町	菊陽町 教育委員会 学務課	096-232-4918	gakumu@town.kikuyo.lg.jp	https://www.town.kikuyo.lg.jp/																							援助対象となる年間所得の目安額を記載	

①都道府県	②市町村名	II 平成30年度準要保護認定基準																							III 就学援助率								
		(1) 平成30年度当初における準要保護の認定基準 (該当するもの全てに○)																		(2) ソ、タ、チを選択した場合					(3) ツに○をし		(4) (2)(3)の補足	(5) テの内容	(1) 平成29年度	(2) 平成30年度			
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由な理由が多い者	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているも	チ. 特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ. 市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ. その他(内容を(5)に記入してください。)	倍数(倍率)	基準根拠			目安額(年額)	係数(倍率)倍					目安額(年額)万円		
																				倍	年	月	万円										
該当団体数	46	35	34	32	30	31	32	17	15	29	31	19	16	26	25	10	12	13	0	10	35	35	35	35	0	0	2	10	46	46			
熊本県	熊本市	○	○	○	○	○	○			○	○										1.25	課税所得	25	4	287					20%未済	20%未済		
熊本県	八代市																					1	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	224					20%未済	20%未済	
熊本県	人吉市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	総所得(諸控除前)	24	12	292					15%未済	15%未済		
熊本県	荒尾市																				1.3	その他	25	7	299	課税所得等の分類：給与収入(税引き前)基準額の時期：平成25年7月現在の生活保護基準額を使用				15%未済	15%未済		
熊本県	水俣市																				1.3	総所得(諸控除前)	29	1	394					15%未済	15%未済		
熊本県	玉名市	○	○	○	○	○	○			○	○																				特別支援教育就学奨励費の収入額測定によって算出した額及び非課税収入の額(遺族年金等)が特別支援教育就学奨励費の必要額測定によって算出した額の1.3倍以内の時	20%未済	20%未済
熊本県	山鹿市	○	○	○	○	○	○			○	○										1.3	課税所得	26	6	360					20%未済	25%未済		
熊本県	菊池市	○	○	○	○	○	○			○	○										1.3	課税所得	30	1	312					20%未済	20%未済		
熊本県	宇土市	○	○	○	○	○	○			○	○										1.3	総所得(諸控除前)	29	6	400					20%未済	20%未済		
熊本県	上天草市	○	○	○	○	○	○			○	○										1	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	220					15%未済	15%未済		
熊本県	宇城市	○	○	○	○	○	○			○	○										1.3	課税所得	25	8	287					20%未済	20%未済		
熊本県	阿蘇市	○	○									○	○	○																	(市独自の算定)世帯総所得から世帯総控除額を差し引いて得られる額を世帯人員数で除した額が10万円未満であり、かつ、市県民税所得割額が5万円未満であること	10%未済	10%未済
熊本県	天草市	○	○	○	○	○	○			○	○										1.2	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	304					15%未済	20%未済		
熊本県	合志市	○	○	○	○	○	○			○	○										1	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	281					10%未済	10%未済		
熊本県	美里町	○	○	○	○	○	○			○	○										1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	320					10%未済	10%未済		
熊本県	玉東町	○	○	○	○	○	○			○	○										1	課税所得	29	4	231					10%未済	10%未済		
熊本県	南関町	○	○							○	○										0.9	課税所得	30	6	272					20%未済	20%未済		
熊本県	長洲町																				1.3	総所得(諸控除前)	29	12	324					15%未済	15%未済		
熊本県	和水町																				1.2	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	280					15%未済	15%未済		
熊本県	大津町	○	○	○	○	○	○			○	○										1	課税所得	24	12	228					10%未済	10%未済		
熊本県	菊陽町	○	○	○	○	○	○			○	○										1	課税所得	30	4	230					15%未済	15%未済		

		II 平成30年度準要保護認定基準																	III 就学援助率														
		(1) 平成30年度当初における準要保護の認定基準 (該当するもの全てに○)																															
①都道府県	②市町村名	ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村住民税の非課税	ウ. 市区町村住民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由な理由が多い者	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めるも	チ. 特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ. 市区町村住民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ. その他(内容を(5)に記入してください。)	倍数(倍率)	基準根拠			目安額(年額)	(3) ツに○をし		(4) (2)(3)の補足		(5) テの内容		(1) 平成29年度	(2) 平成30年度
		係数(倍率)倍	目安額(年額)万円	課税所得等の分類	年	月	万円	係数(倍率)倍	目安額(年額)万円																								
熊本県	水川町及び八代市中学校組合															○				1	課税所得	24	12	175								15%未満	15%未満

①都道府県	②市町村名	1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																														(2) 補足事項						
		(1) 費目毎の援助額																																				
		学用品費								新入学児童生徒学用品費等										通学費								修学旅行費										
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他			
熊本県	南小国町						○	13,650								○	11,420										○	20,000									学用品費最高額対象：2～6年生（割合：83.3%）	
熊本県	小国町						○	11,420								○	40,600	○	0									○	20,889								支給平均額0については該当者なし	
熊本県	産山村						○	11,420								○	20,470										○	20,000										
熊本県	高森町	○	9,417																								○	20,000										
熊本県	西原村						○	11,420								○	20,470										○	18,787										
熊本県	南阿蘇村						○	15,220								○	20,300										○	20,000										
熊本県	御船町						○	11,420								○	40,600												○	21,490	21,186							
熊本県	嘉島町	○	14,780						○	19,900																	○	22,027								平均支給額は平成29年度実績による		
熊本県	益城町						○	11,420								○	40,600										○	19,000										
熊本県	甲佐町						○	11,420								○	40,600	○	6,685								○	16,448									修学旅行費については、実費の確定後に支給額が確定するので、現段階では平成29年度の実績額。	
熊本県	山都町						○	11,420								○	20,470											○	21,180	18,866							支給対象は、宮崎県五ヶ瀬町からの委託児童のみ。（平成29年度支給無し。）	
熊本県	氷川町						○	13,650								○	40,600										○	20,000										
熊本県	芦北町						○	11,420								○	40,600										○	21,215										
熊本県	津奈木町						○	11,420								○	40,600											○	21,490	21,490								
熊本県	錦町						○	12,100								○	32,400											○	14,500	14,200								
熊本県	多良木町						○	11,420								○	40,600											○	21,490	21,350								
熊本県	湯前町						○	15,220								○	40,600										○	23,200									支給平均金額は、平成30年度予算に計上した額	
熊本県	水上村						○	15,220								○	40,600										○	25,560										
熊本県	相良村						○	15,220								○	40,600																			○	8,000	
熊本県	五木村						○	13,650																														
熊本県	山江村						○	13,650																														
熊本県	球磨村						○	9,600								○	19,900																			○		修学旅行費・・・保護者負担の90%以内で実費支給（支給平均額13500円）
熊本県	あさぎり町			○	11,420	9,838									○	40,600												○	19,190	19,190							支給平均額は、平成30年度予算に計上した単価	
熊本県	苓北町						○	11,420								○	40,600											○	19,190	19,190							支給平均額は、平成30年度予算に計上した単価	

①都道府県	②市町村名	1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																(2) 補足事項				
		(1) 費目毎の援助額																																				
		学用品費								新入学児童生徒学用品費等								通学費								修学旅行費												
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他			
熊本県	水川町及び八代市中学校組合																																					中学校組合のため、小学校なし

①都道府県	②市町村名	2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																												(2) 補足事項							
		(1) 費目毎の援助額																																			
		学用品費				新入学児童生徒学用品費等				通学費								修学旅行費																			
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他		
熊本県	南小国町						○	24,550								○	23,550										○	60000									学用品費最高額対象：2～3年生（割合：78.3%）
熊本県	小国町						○	22,320								○	47,400	○	0								○	56574								・修学旅行費は29年度の実績額 ・平均支給額0については該当者なし	
熊本県	産山村						○	22,320								○	23,550										○	60000									
熊本県	高森町	○	11,576																								○	63204									
熊本県	西原村						○	22,320								○	23,550										○	56670									
熊本県	南阿蘇村						○	26,820								○	23,700										○	61000									
熊本県	御船町						○	22,320								○	47,400												○	57590	51500						
熊本県	嘉島町	○	26,050						○	22,900																	○	63000								平均支給額は平成29年度実績による	
熊本県	益城町						○	22,320								○	47,400										○	50000									
熊本県	甲佐町						○	22,320								○	47,400										○	55600								修学旅行費については、実費の確定後に支給額が確定するので、現段階では平成29年度の実績をもとに積算した。	
熊本県	山都町						○	22,320								○	23,550											○	56670	56670						支給対象は、宮崎県五ヶ瀬町からの委託生徒のみ。（平成29年度支給無し。）	
熊本県	氷川町						○	24,550								○	47,400										○	58000									
熊本県	芦北町						○	22,320								○	47,400										○	58000									
熊本県	津奈木町						○	22,320								○	47,400											○	57590	57590							
熊本県	錦町						○	21,400								○	37,900											○	35000	35000							
熊本県	多良木町						○	22,320								○	47,400											○	57590	57590							
熊本県	湯前町						○	22,320								○	47,400										○	69550								支給平均金額は、平成30年度予算に計上した額	
熊本県	水上村						○	26,820								○	47,400										○	66040									
熊本県	相良村						○	26,820								○	47,400																	○	30000		
熊本県	五木村						○	22,320								○	47,400										○	24500									
熊本県	山江村						○	22,320								○	47,400										○	24500									
熊本県	球磨村						○	13,200								○	23,550																	○			修学旅行費・・・保護者負担の90%以内で実費支給（支給平均額40500円）
熊本県	あさぎり町			○	22,320	17,914									○	47,400												○	47290	47290						支給平均額は、平成30年度予算に計上した単価	
熊本県	苓北町			○	22,320	17,914									○	47,400												○	47290	47290						支給平均額は、平成30年度予算に計上した単価	

①都道府県	②市町村名	2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																(2) 補足事項				
		(1) 費目毎の援助額																																				
		学用品費								新入学児童生徒学用品費等								通学費								修学旅行費												
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他			
熊本県	氷川町及び八代市中学校組合						○	22,320								○	23,550											○	57,290									修学旅行費については、平成30年度予算に計上した単価

		V その他																	VI 自由記述欄				
		1. 学校における保護者負担軽減に向けた取組の状況								2. 教育委員会における保護者負担軽減に向けた取組の状況									就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する貴市町村の取組・対応について、これまでの回答への補足				
		(1) 教育委員会が把握している学校の取組（あてはまるものすべてに○）								(1) 教育委員会における取組（あてはまるものすべてに○）										(2) コの内容及び補足説明	(3) その他学校や教育委員会以外での取組		
①都道府県	②市町村名	ア. 学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	イ. 学用品等（中古品を含む）の貸出し	ウ. 学用品等（中古品を含む）の無償貸与	エ. 低価な学用品等の使用	オ. 使用する学用品等の精選	カ. 使用する学用品等の入札・合見積等の実施	キ. 把握していない	ク. その他（※具体的な取組を（2）に記載）	(2) クの内容及び補足説明	ア. 自治体内で学用品等の仕様の統一	イ. 自治体内で学用品等の一括契約・購入	ウ. 学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	エ. 学用品等（中古品を含む）の貸出し	オ. 学用品等（中古品を含む）の無償貸与	カ. 就学援助とは別に、学用品費等の一部助成	キ. 学用品費等の購入費用の貸付	ク. 学校（又は校長会等）に対して、学用品等の取扱いに関する通知やマニュアルを提				ケ. 学校（又は校長会等）に対して、他校の取組状況を情報提供	コ. その他（※具体的な取組を（2）に記載）
熊本県	氷川町及び八代市中学校組合							○									○						